

横浜市マンション・団地再生コーディネーター支援事業制度要綱

制 定 建住再第1110号 平成27年1月9日

最新改正 建住再第293号 令和3年9月30日

(目的)

第1条 この要綱は、市民等が自ら行う横浜市内のマンション・団地の住環境の維持・改善などの検討に対し、横浜市が支援する制度を確立することにより、良好な居住環境を確保し、安心で快適に暮らし続けられる魅力あるマンション・団地の実現を目指すことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) マンション・団地

横浜市内に分譲され、1棟及び複数棟で構成される共同住宅。

(2) マンション・団地再生の活動

次に掲げる居住者が行う自主的な活動をいう。

ア 建物や住環境等の将来検討に関すること

イ コミュニティ形成等の検討に関すること

ウ その他マンション・団地再生に関する活動で市長が特に必要があると認めるもの

(3) 活動団体

概ね5名以上の当該マンション・団地の住民で構成され、マンション・団地再生の活動を自主的に行おうとする団体で、次のいずれかに該当するもの。

ア 管理組合又は管理組合から承認を得た委員会等の活動組織

イ 自治会町内会又は自治会町内会から承認を得た委員会等の活動組織

ウ その他マンション・団地再生の活動に取り組む組織で市長が認めるもの

(4) マンション・団地再生コーディネーター（以下、「コーディネーター」という。）

別に定める、「横浜市マンション・団地再生コーディネーターの登録等に関する要領」に基づき登録されたもの。

(5) 年度

各年の4月1日から翌年の3月31日までをいう。

(支援の内容)

第3条 市長は、マンション・団地再生の活動について助言又は指導等を求める活動団体に対し、コーディネーターによる支援を行うことができる。

- 2 支援は年度単位とし、1年度当たりのコーディネーターの派遣回数は、予算の範囲内、かつ、同一の活動団体に対して5回を限度とする。
- 3 同一の活動団体への支援は、原則、通算で3年度を限度とする。
- 4 本事業の策定年度における支援は、前項の規定にかかわらず、通算年度に含まないものとする。
- 5 支援に要する費用は全額市が負担する。
- 6 コーディネーターの助言又は指導等は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) マンション・団地再生の活動に対する意見の整理及びアドバイス
 - (2) レジメや議事録の作成、対応策の提言等の資料作成
 - (3) 関係する資料の収集及び資料の提供
 - (4) 金銭の負担を伴わない範囲での他の専門家の紹介
 - (5) 図面作成、事業計画作成、資金計画作成等を除き、その他マンション・団地再生の活動に対する支援に資するもので、市長が特に必要があると認めるもの

(市長の責務)

第4条 市長は、本制度の適正な運営を期するため、必要に応じて活動団体及びコーディネーターに対し、情報提供、助言、指導及び監督を行う。

(活動団体の責務)

第5条 活動団体は、本制度の趣旨を十分に理解し、不正に支援を受けてはならない。

(コーディネーターの責務)

第6条 コーディネーターは、本制度の趣旨を十分に理解し、誠実に業務を行わなければならない。

(申請手続き)

第7条 活動団体は、第3条の支援を受けようとする際に、マンション・団地再生コーディネート支援事前相談書（第1号様式）に必要事項を記入し、あらかじめマンション・団地再生の活動について市長と協議するものとする。

- 2 前項の協議を経たうえで第3条の支援を受けようとする活動団体は、マンション・団地再生コーディネート支援申請書（第2号様式）に必要書類を添えて申請するものとする。なお、申請にあたっては次の各号に定める要件を満たさなければならない。

(1) 申請者

次のいずれかに該当するものとする。

- ア 管理組合の理事長又は管理組合から承認を得た委員会等の活動組織の長
- イ 自治会町内会の長又は自治会町内会から承認を得た委員会等の活動組織の長
- ウ その他マンション・団地再生の活動に取り組む組織の長で市長が認めるもの

(2) 承認等

- ア 原則、管理組合又は自治会町内会の理事会等による承認を得ていること
- イ 申請者が自治会町内会又はその他の場合、申請に関して、原則、管理組合の承諾を得ていること

- 3 市長は、第1項の協議に際し、活動にふさわしい支援事業について情報提供、助言及び指導を行うものとする。
- 4 申請者が管理組合の場合、第2項の申請までに、「横浜市マンション登録制度要綱」に基づく登録を行うものとする。

(申請の審査及び決定)

第8条 市長は、前条第2項の申請があった場合、速やかに内容を審査のうえ、支援の可否の決定を行う。

- 2 市長は、前項の支援を決定するに当たり、必要と認められる場合は申請者と協議のうえ内容の修正を求めることができる。
- 3 市長は、第1項の支援を決定するに当たり、予算の範囲内で派遣回数や支援目的等を決定できるものとする。
- 4 市長は、第1項の支援を決定したときは、マンション・団地再生コーディネータ支援決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、第1項の支援を決定したときは、選定されたコーディネーターに対し、団地再生コーディネータ支援決定通知書（第3号様式）の写しにより支援を依頼するものとする。なお、コーディネーターの選定に関する取扱基準は別途定めるものとする。
- 6 前項の依頼を受けたコーディネーターは、当該団体に属する登録者のうち2名以上で支援を行わなければならない。

(状況報告)

第9条 コーディネーターは、支援の都度、状況を市長へ報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受け、必要に応じて活動団体及びコーディネーターに対し、情報提供、助言、指導及び監督を行うことができる。

(完了報告)

第10条 コーディネーターは、支援終了後14日以内に、マンション・団地再生コーディネータ支

援完了報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の完了報告書が提出された場合、活動団体にその内容を確認するものとする。
- 3 コーディネーターは、第1項の完了報告書を提出後、速やかに、マンション・団地再生コーディネート支援費用請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（支援決定の取消し）

第11条 市長は、活動団体が本要綱の趣旨に反し、若しくは支援の目的を達成することができないと認めた場合又は次の各号に該当するときは、支援決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援を受けたとき
 - (2) 本事業による支援を当該事業以外の用途に使用したとき
 - (3) 支援の決定の内容及びこれにつけた条件又は法令に違反したとき
- 2 市長は、前項により支援決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその内容を通知しなければならない。

（支援に要した費用の返還）

第12条 市長は、前条の規定により支援決定の全部又は一部を取り消したときは、当該取消しに係る部分について、既に支援に係る費用が発生しているときは、活動団体に対し期限を定めてその返還を命じなければならない。

（個人情報の取扱い）

第13条 コーディネーターは、本制度により取得した個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（担当窓口）

第14条 横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業についての事務は、建築局住宅再生課が行う。

（委任業務）

第15条 市長は、本業務の一部を委託することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年1月9日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

横浜市 長

(申請者)

団 体 名 _____

住 所 _____

代 表 者 (職)
職・氏名 (氏名) _____

連 絡 先 (電話)
※日中連絡が
つく連絡先 (E-mail) _____

マンション・団地再生コーディネート支援事前相談書

マンション・団地 の概要	(所在地)	
	(住棟数)	(住戸数)
	(建築年)	(構造) 造
活動の目的・内容 (簡潔に記入して ください)		

事務局使用欄	受付日	面談日
--------	-----	-----

活動の目的・内容（出来るだけ詳しく記載してください）

横浜市 長

(申請者)

団 体 名 _____

住 所 _____

代 表 者 (職)
職・氏名 (氏名) _____

連 絡 先 (電話)
※日中連絡が
つく連絡先 (E-mail) _____

マンション・団地再生コーディネート支援申請書

支援を受けて行う活動の目的と内容（概要）		
希望するコーディネーター（団体名）		
派遣希望日時	(第1希望) 年 月 日 時から	(第2希望) 年 月 日 時から
過去にコーディネート支援を受けた年度		
マンション登録制度登録番号		
添付書類	1 理事会等の承認を証する書面（理事会議事録等） 2 支援を受ける体制（名簿） 3 その他、必要とする書類	

活動の目的・内容（出来るだけ詳しく記載してください）

案内図（別紙可）

様

横浜市 長 印

マンション・団地再生コーディネート支援 決定通知書

年 月 日に申請がありましたマンション・団地再生コーディネート支援について、次のとおり支援の決定をいたしましたので、通知します。

支援を行う コーディネーター	(団体名) (担当登録者名) (連絡先)
支援期間	決定通知日 ～ 年 月 日
派遣予定日時 (第1回目)	年 月 日 時から
過去の支援年度	
派遣条件	1. 横浜市又は横浜市が委託したコーディネーターの支援を受けて行う、支援の目的又は内容を変更しようとするときは、あらかじめ横浜市の承認を受けてください。 2. 支援は、制度要綱第3条「支援の内容」に掲げる範囲内です。 3. 支援に要する派遣は支援期間内において最大5回までです。 4. 制度要綱第11条「支援決定の取消し」を受けた場合、支援に要した費用の返還を求める場合があります。 5. 支援終了後、事務局までアンケートを提出してください。 6. その他、必要に応じて、条件を付するものとします。

横浜市 市長

団体名

マンション・団地再生コーディネート支援 完了報告書

横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱第10条第1項の規定により、支援完了について次のとおり報告します。

支援を実施した登録者	
------------	--

支援先	派遣回数	回
支援決定通知書番号		
支援の実績		
派遣日	概要	
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		

事務局 使用欄	活動団体に確認しました。	確認年月日	担当係長	担当
	相手方氏名	年 月 日		

横浜市長

(請求者)

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 名 _____

マンション・団地再生コーディネート支援 費用請求書

横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱第10条第3項の規定により、支援に要した費用について次のとおり請求します。

支援先	
派遣回数	回

請求金額	円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行
		支店
	口座種別	口座番号
	(カナ) 口座名義人	